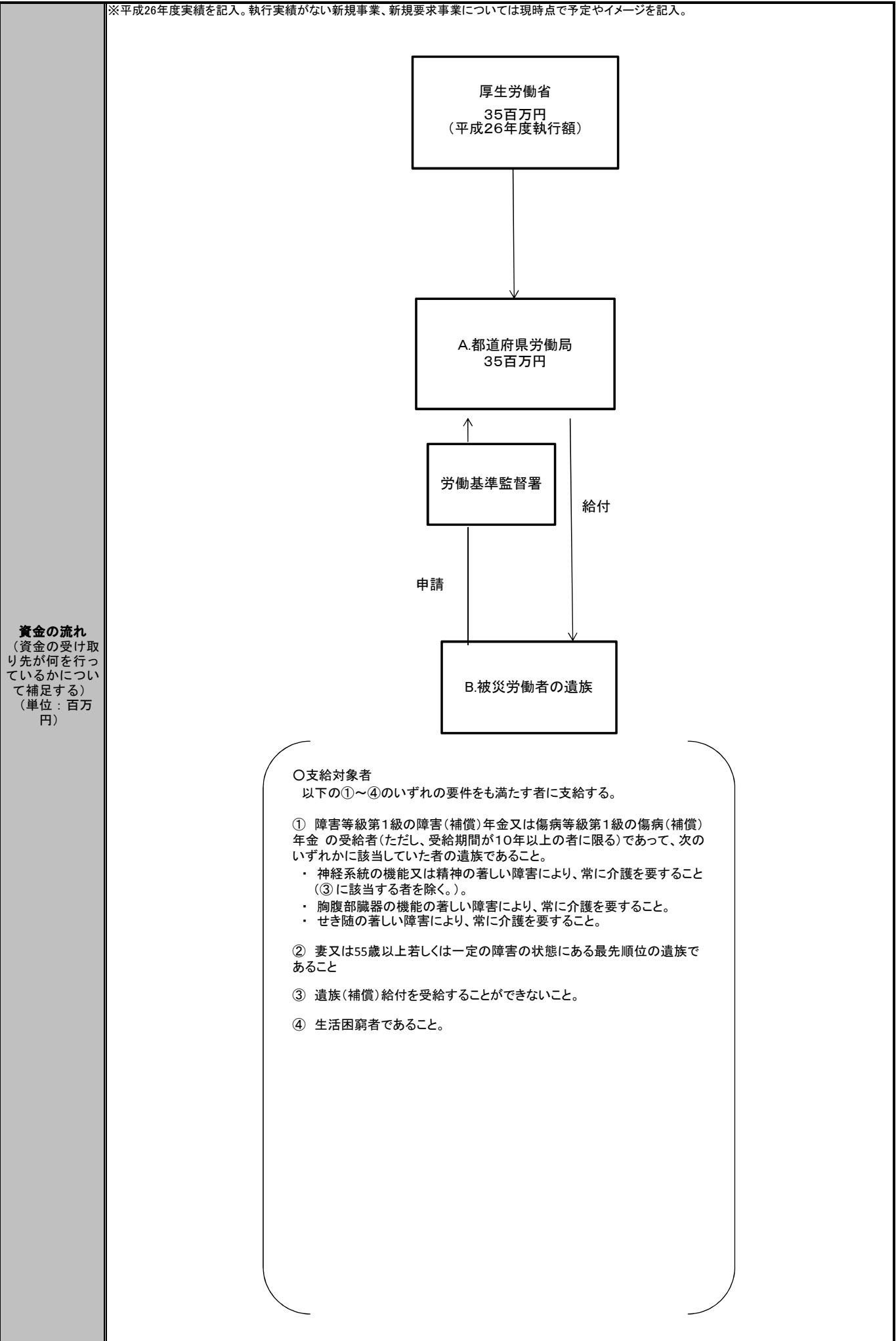


## 平成27年度行政事業レビューシート( 厚生労働省 )

事業名	長期家族介護者に対する援護経費			担当部局	労働基準局	作成責任者			
事業開始年度	平成7年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	労災管理課	木塚 欽也			
会計区分	労働保険特別会計労災勘定			政策・施策名	III-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第2号			関係する計画、通知等	平成7年4月3日付け基発第199号				
主要政策・施策				主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	要介護状態にある重度被災労働者を長期間抱える世帯においては、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にある。そのため、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るべく、長期家族介護者援護金を支給しているもの。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し、自立した生活への援助を行う観点から、生活転換援護金(一時金100万円)を支給するもの。								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
	当初予算	51	29	31	29				
	補正予算	-	-	-	-				
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
	予備費等	-	-	-	-				
	計	51	29	31	29	0			
	執行額	30	26	35					
執行率(%)	59%	90%	113%						
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度	
	申請から支給決定までに要する期間を1ヶ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合を80%とする。	申請から支給決定までに要する期間を1ヶ月以内とし、その期間内に支給決定したものの割合	成果実績 目標値 達成度	% % %	83.3 80 100%	65.3 80 82%	67.6 80 85%		
	活動目標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
		申請のあったものについて迅速・適正に処理する。			活動実績 当初見込み	件	30	26	35
算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
単位当たり コスト	1,000,000(円/件) ※援護金は請求1件につき1,000,000円で定額			単位当たり コスト 計算式	円 円/件	1,000,000 30/30	1,000,000 29/29	1,000,000 35/35	
	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
平成27・28年度 予算内訳	労災援護給付金 計	29 29	0						

事業所管部局による点検・改善																
	項目		評価	評価に関する説明												
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	長期間要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合、その遺族の生活が著しく不安定になることを避けるため、国費を投入し、遺族に対して支援措置を講ずる必要があることから、国民や社会のニーズが高く、当該ニーズを的確に反映している。												
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、要介護状態にある被災労働者への保険給付業務を担う国が実施すべき事業である。												
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	援護金の支給によって、遺族の生活の激変緩和を図っており、重度被災労働者を長期間介護した遺族の援護のために必要であり、優先度は高い。												
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-													
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、労災による被災労働者の遺族に対する支援措置であることから、受益者との負担関係は妥当である。												
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	通常に定められた支給額であり、妥当である。												
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-													
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	支給に必要な援護金のみである。												
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	申請に応じて、適正に給付を行ったものである。												
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-													
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	成果目標を達成している。												
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低コストで実施できているか。		-													
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みに見合っている。												
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-													
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-													
	所管府省・部局名	事業番号	事業名													
	-	-	-													
点検・改善結果	点検結果	本事業は、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、遺族の生活の激減を緩和するべく支給するものであり、過去3年間、30件程度の支給件数を維持しており、一定のニーズが見込まれる。 なお、アウトカム指標については、申請から決定までに迅速・適正に処理したが、 ・遺族補償給付の請求書と本件申請を同時に受理し、遺族補償給付の業務上外の決定がおりるまでの間、本件申請に係る調査を中断していたもの ・死因が業務外で、遺族補償給付の不支給決定がなされたため、本件申請を受理したところ、申請者が、遺族補償給付の不支給決定に係る審査請求を行ったため、審査請求の決定が確定するまでの間、本件申請の調査を中断していたもの等により、達成できなかった。														
		改善の方向性														
	やむを得ない理由による処理の遅れはあるものの、申請から支給決定までに要する期間を1ヶ月以内とすることを、改めて都道府県労働局、労働基準監督署に通知し、迅速・適正な処理の実現を図る。 また、申請から決定までに1ヶ月以上の期間を要する場合、申請者に連絡した上で迅速・適正な処理につとめる。															
外部有識者の所見																
行政事業レビュー推進チームの所見																
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況																
備考																
関連する過去のレビューシートの事業番号																
平成22年度	660-20	平成23年度	996	平成24年度	838											
平成25年度	433	平成26年度	443													

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



## 支出先上位10者リスト

支田先生15着

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	熊本労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	4-		-
2	北海道労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	3-		-
3	新潟労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	3-		-
4	長野労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	3-		-
5	青森労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2-		-
6	神奈川労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2-		-
7	富山労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2-		-
8	大阪労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2-		-
9	島根労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2-		-
10	福岡労働局	長期家族介護者に対する援護金の支給	2-		-

#### B.被災労働者の遺族

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	被災労働者の遺族	長期家族介護者に対する援護金の請求	35	-	-